

飲食店向け 感染対策助成金

新型コロナウイルス感染防止対策を行う飲食店を対象に、マスク・消毒液・非接触型体温計・仕切りアクリル板などの物品の購入に必要な経費を福岡県が助成します。

●**申込期限** 令和3年1月15日(金)

●**対象**

以下のすべてを満たす事業者

- ①福岡県内の中堅・中小法人・個人事業者
- ②食品衛生法に基づく営業許可の取得事業者のうち、その業種が飲食店営業および喫茶店営業の事業者（客席を設けず持ち帰り用の食品提供のみの形態を除く）
- ③業種別ガイドラインに従って感染防止対策を行い、福岡県「感染防止宣言ステッカー」に登録され、同ステッカーを店舗に掲示している事業者
- ④福岡県が実施している以下の補助金を受けていない事業者
 - ・経営革新実行支援補助金（感染防止対策）
 - ・福岡県宿泊事業者緊急支援補助金

●**助成額**

1事業者あたり5万円

※複数店舗を有する事業者は10万円まで助成

●**必要書類**

- ・飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金申請書
- ・令和2年4月1日から12月31日までに感染防止対策として購入した物品の領収書の原本
- ・食品衛生法営業許可（写し）
- ・その他事務局が必要と認める書類

●**申し込み・問い合わせ**

福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局

【郵送先】〒810-0004 渡辺通郵便局留

福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局 あて

●**問い合わせ** コールセンター

☎0120-110-193

※年末年始を除く 9時～17時



家賃軽減支援金

国や県の家賃支援を受けた市内の事業者を対象に、市が上乘せして「家賃軽減支援金」を給付します。

●**対象**

以下のすべてを満たす法人と個人事業者

- ①国の「家賃支援給付金」と「福岡県家賃軽減支援金」の給付を受けていること
- ②申請の対象となる賃料が「福岡県家賃軽減支援金」の給付決定の対象となった賃料であること
- ③法人は「福岡県家賃軽減支援金」給付決定時において、本店が市内にあること
個人事業者は「福岡県家賃軽減支援金」給付決定時において、住民票の住所が市内にあること（事業所の所在地は市内外を問いません）
- ④申請の対象となる支払賃料が福岡県内に所在する建物・土地の賃料であること

●**給付額**

「福岡県家賃軽減支援金」の給付金額と同額

●**申込期限**

令和3年3月15日(月) ※消印有効

●**必要書類**

- 【共通】家賃軽減支援金申請書兼誓約書及び請求書
 - 【法人】履歴事項全部証明書（法人登記簿）の写し
 - 【個人事業者】住民票の写し、本人確認資料（運転免許証など）の写し
- ※申請書は市のホームページに掲載しているほか、産業振興課で配布しています。

●**申し込み方法**

持参または郵送で産業振興課に提出してください。郵送の場合は、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【郵送先】〒825-8501 田川市中央町1番1号 田川市産業振興課



経営継続助成金・家賃軽減支援金

問い合わせ窓口

市役所 3階
産業振興課企業雇用商工係
☎85-7145

経営継続助成金

コロナ禍の影響を受けた市内事業者が経営を継続できるよう支援する助成金です。専門家への相談や申請委託などに必要な経費の一部を助成します。

●**助成制度の内容**

- 助成対象期間** 令和2年8月4日～令和3年3月31日
- 助成限度額** 10万円（1事業者に対して1回限り）
- 助成率** 助成対象として認められる経費の10分の10以内
- 助成対象経費**
以下のすべてを満たす経費（下記「助成対象項目一覧」の項目に必要な専門家への相談料・申請委託料・手数料など）
 - ①助成対象経費として決定した内容を実施するための経費
 - ②助成対象期間内に、契約・履行・支払が完了した経費
 - ③助成対象（使途・単価など）の確認ができ、本制度に関係するものとして明確に区分できる経費

●**対象**

令和2年8月4日時点で、市内に本店を有する法人または市内に住所がある個人事業者

●**申込期限**

令和3年3月31日(水)

※受け付けや審査を含め、同日までに交付決定が必要です。余裕を持ったスケジュールで申し込みをお願いします。

●**申し込み方法**

申請書に必要な書類を添えて産業振興課に直接提出してください。
※申請書は市ホームページに掲載しているほか産業振興課で配布しています。必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。



助成対象項目一覧

- 販路開拓（既存顧客ニーズの掘り起こしを含む）
- 市場調査、事業計画の策定や見直し
- 新しい商品・サービスの開発
- IT活用（ホームページなどによる発信、ネット受注、顧客・売上・利益・在庫などの管理）
- 事業の承継（事業の引き継ぎ手を探す）
- 既存の商品・サービスの磨き上げ
- 人材の確保（採用、定着率向上など）、育成（OJT、研修など）
- 融資・信用保証
- 業務の効率化（顧客・売上・利益・在庫などの管理）
- 第二創業 ※（業態転換、新分野進出）
- 売掛金の回収
- その他市長が適切であると認めるもの

事業者への 支援策



専門家資格職業（士業）

- 弁護士・弁理士・司法書士
- 行政書士・税理士
- 社会保険労務士
- 土地家屋調査士・海事代理士
- 公認会計士
- 技術士
- 一級建築士
- 不動産鑑定士
- 中小企業診断士
- ファイナンシャル
- プランニング技能士
- など